

本別町新型コロナウイルス感染症 春季臨時特別支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年4月～5月の売上げが急減した町内中小
商工事業者に売上減少額の3分の1※を補助します。（※上限額等要件があります）

※この事業は本別町から助成を受けて実施いたします

◆補助対象者（以下の要件をすべて満たすもの）

- (1) 町内に住所を有し、町内で事業を営んでいる中小商工事業者であり、北海道が定める「新北海道スタイル」を実践し、引き続き営業を継続していく意思があるもの
※中小商工事業者とは日本標準産業分類において卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯業、理容業、美容業、写真業、自動車整備業、一般乗用旅客自動車運送業に該当する者
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者とする
- (3) 町税及び国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しないもの
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年4月及び5月の売上合計額が平成31年4月及び令和元年5月、または令和2年、令和3年いずれかの同2か月間の合計額との対比で、20%以上減少したもの。
ただし、令和3年6月以降に開業し令和3年4月及び5月の売上合計額との対比が困難な場合、開業月から令和4年3月までの売上（税抜）を合計し、月数で除した平均額に2を乗じた額との対比によるものとする

◆補助金額及び上限額

補助金の額は、売上減少額に3分の1を乗じて得た額で別記補助限度額を上限とし、その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

◆申請方法（提出書類等）

- 補助金交付申請書（本別町役場企画振興課または本別町商工会にあります）
- 令和4年4月～5月及び前年または前々年、前々々年の4月～5月の売上が分かる書類（売上台帳等）
- 交付申請書年商欄に記載した年度の確定申告書・決算書1・2ページ、法人にあっては法人税申告書・決算書の写し。
- 令和3年度の所得税申告書の写し、法人にあっては法人税申告書の写し ※本別町商工会員は不要
- 交付金振込希望先の通帳表紙及び見開き1・2ページの写し

◆提出先 本別町商工会

申請受付期間

6月20日（月）～9月30日（金）

問い合わせ 本別町商工会 ☎22-2529

※裏面もご覧ください

■補助限度額表

飲食店以外

売上規模 (年間)	500万円 未満	1,000万 円未満	2,000万 円未満	4,000万 円未満	4,000万 円以上
補助限度額	5万円	10万円	15万円	20万円	30万円

飲食店

売上規模 (年間)	500万円 未満	1,000万 円未満	2,000万 円未満	4,000万 円未満	4,000万 円以上
補助限度額	10万円	20万円	40万円	70万円	100万円